## 4 参考資料

## 特別支援教育に関する校内体制の整備について

(平成19年4月1日 19文科初第125号 特別支援教育の推進について(通知)より抜粋)

### 1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもつている。

### 2. 校長の責務

校長(園長を含む。以下同じ。)は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員等を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

#### 3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育学校コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当 教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者な どで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

### (2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育学校コーディネーター等と 検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮 について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もある ので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態 把握や必要な支援を着実に行うこと。

(3) 特別支援教育学校コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育の学校コーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育学校コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育学校コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校 内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育学校コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5)「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

(6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、 各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努 めること。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集 したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

- 4. 特別支援学校における取組
- 省略
- 5. 教育委員会等における支援
- 6. 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及びすべての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた 上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育学校コーディネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。

また、本日施行される「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成19年政令第55号)」において、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと(学校教育法施行令第18条の2)に鑑み、小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応すること。

- 7.教育活動等を行う際の留意事項等
- 省略
- 8. 厚生労働省関係機関等との連携

全文については文部科学省ホームページ内『特別支援教育の推進について(通知)』 (http://www.mext.go.jp/b\_menu/hakusho/nc/07050101.htm) を参照ください。

# ご存知ですか?



支援のバトンをつなぐ

# 引き継ぎシート

# すべての子どもが笑顔で学校生活をスタートするために

高知県は『引き継ぎシート』で発達障害等特別な支援を必要とするお子さんの 新しい学校での生活がスムーズにスタートできるよう応援します

『引き継ぎシート』は、これまでにご家庭や保育所・幼稚園・学校等で大切にしてきたことや取り組んできたことを、次の学校へとつなげるためのシートです。

中学校は教科によって 担当の先生が変わるけど 大丈夫かな コニバーさる

入学式では落ち着いて いられるかしら



得意なことや苦手なこと、 しっかり受けとめてもらえると 、 いいのだけど…

教科担当の先生の顔写真 入りの時間割を作って おきましょうか。

他に不安なことはありませんか?

■支援プラン

◆入学後 2 か月間程度の本人・保護者の願い

美術部に入部したい。友達と仲良くしたい。

入学式の会場を事前に 見学しておけば少し安心して 参加できそうですね。

◆入学後2か月間程度必要な指導及び支援の内容

式 対面式 身体測定 スポーツテスト 遠足 宿泊研修 昼食 休み時

引き継ぎシートはご家庭の意見も聞きながら、 保育所、幼稚園、学校等の保育士、教員等が 作成し、次の学校へと引き継ぎます。



## 引き継ぎシートは保育所・幼稚園等から高等学校卒業までの 一貫した支援のためのシートです

- 1 引き継ぎシートは、どのような子どもに作成しますか。
  - 引き継ぎシートは、発達障害の診断があるお子さん等、特別な教育的支援を必要と するお子さんに対して作成します。シートを次の学校に渡すためには保護者の同意 が必要になります。
- **Q 2** 作成してもらいたいときには、どこに相談すればいいですか。
  - お子さんが在籍している保育所・幼稚園・学校等の担任や特別支援教育学校 ユーディネーター等に相談してください。

## 特別支援教育学校コーディネーターってどんな人?

特別支援教育学校コーディネーターは発達障害等の特別な教育的支援を必要とするお子さんへの 支援がより充実したものとなるように、各園や学校等で指名される教員です。発達障害等の理解 啓発に関する研修の企画や、お子さんの支援の充実に向けて学校外の専門機関、関係機関等と 連絡調整を行うと共に、支援を必要とするお子さんについてのご家庭からの相談窓口の役割も果 たします。高知県では特別支援教育学校コーディネーターについて、全ての公立幼稚園及び小中 高等学校で、担当する教員が指名されています。

- **Q3** 作成してもらうことで、入学者選抜等の際に不利になりませんか。
  - 引き継ぎシートは入学者選抜の合格発表後に進学先の学校に引き継ぎますので、 シートの作成及び内容が合否の判断に影響することはありません。また、発達障害等 の有無そのものを理由に学校等が入学を拒否することはありません。
- - 高知県が作成した引き継ぎシート(例)の内容は、高知県教育委員会幼保支援課、 小中学校課、高等学校課、特別支援教育課の各課ホームページに掲載しています。 ※引き継ぎシートの様式については市町村教育委員会や学校等により異なる場合もあります。

『**高知県**』に加えて『**幼保支援課』『小中学校課』『高等学校課**』

高知県

『特別支援教育課』のいずれかを入力して検索!

検索

高知県では発達障害のある人が、乳幼児期から成人期までを通して、様々な生活場面のニーズに応じて一貫した支援を受けることができるよう、さらには医療、保健、福祉、教育及び労働に関する機関がより密に連携した支援を提供できるよう、希望される方に『つながるノート』を配布しています。

引き継ぎシートとあわせて『つながるノート』を活用することで、お子さんが生まれてから これまでにどんな成長をしてきたのか、より多くの情報を学校に提供することが可能になります。

発達障害のある人のための 「つながるノート」

『つながるノート』は高知県庁障害保健福祉課、療育福祉センター、各市町村等で受け取ることができます。

詳細は高知県地域福祉部障害保健福祉課ホームページをごらんいただくか、 障害保健福祉課企画調整担当(電話:088-823-9633)までお問い合わせください。